

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第47号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間)				(有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間)			
第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。				第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 有料公園施設				(2) 有料公園施設			
都市公	有料公	供用日	供用時間	都市公	有料公	供用日	供用時間
園名	園施設			園名	園施設		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
布引公	[略]	[略]	[略]	布引公	[略]	[略]	[略]
園				園			

[略]	[略]	[略]	[略]
しあわせの森	[略]	[略]	[略]
	オートキャンプ場	[略]	ア 宿泊の場合午後 <u>1時</u> から翌日の午前11時まで イ [略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

2～4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等 又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園 相樂園 森林植

小野浜公園	球技場	1月4日から12月28日まで	ア 1月から4月まで及び9月から12月まで 午前9時から午後5時まで イ 5月から8月まで 午前9時から午後7時まで
[略]	[略]	[略]	[略]
しあわせの森	[略]	[略]	[略]
	オートキャンプ場	[略]	ア 宿泊の場合午後 <u>3時</u> から翌日の午後1時まで イ [略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

2～4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等 又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園 相樂園 森林植

物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 王子公園陸上競技場 しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 しあわせの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 遠矢浜公園少年球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場	[略]	物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 王子公園陸上競技場 しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 <u>小野浜公園球技場</u> しあわせの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 遠矢浜公園少年球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。